

令和7年度小野町地域おこし協力隊募集要項

1 募集概要

人口減少や高齢化等が進む本町において、都市部の人材を積極的に誘致し定住及び定着を図り、町民との交流や地域活性化に資するため、小野町地域おこし協力隊を下記のとおり募集します。

2 募集人数および活動内容等について

情報発信（広報・広聴）、地域社会のデジタル化分野

■ 募集人数 1名

■ 勤務場所 小野町役場 総務課

■ 募集目的 地域外の人材を誘致し、新たな視点や自由な発想で小野町の自然・文化・歴史・食などの魅力を町外に発信し、地域の魅力の再発見を促し、交流人口・関係人口の拡大を図る。

また、情報発信及び地域のDX推進に際しては、広報紙や動画制作、SNSなど様々な媒体を活用した取り組みのほか、町民向けスマホ教室の企画、地域のデジタルデバインド対策としての相談窓口業務、行政サービスの改善に向けた情報収集や導入方法の検討を行う。

■ 活動内容 1年目から主に下記の内容を取り組んでもらう。

- (1) 広報紙、情報発信チラシ等の制作
- (2) 小野町の自然、文化、歴史、食、地域活動等に関する紹介動画の制作
- (3) 地域行事や各種イベントの広報活動
- (4) SNSを活用した各種情報発信方法の考案
- (5) 各種情報発信に係る取材
- (6) 情報発信（広報紙作成、動画編集、写真撮影等）に関する研修会・セミナーへの参加
- (7) デジタルデバインド対策としての相談窓口業務、スマホ教室等の企画立案

■ 勤務条件 下記(1)、(2)のいずれかを選択することができます。

(1) 週5日勤務 月額報酬：250,000円
勤務時間：8時30分～17時00分
休日：週2日（土曜日、日曜日）

(2) 週4日勤務 月額報酬：220,000円
勤務時間：8時30分～17時15分
休日：週3日（土曜日、日曜日及び別に定める曜日）

生涯スポーツ事業の企画運営及び社会体育施設の維持管理分野

- 募集人数 1名
- 勤務場所 小野町教育委員会 町民体育館
- 募集目的 新たな視点で生涯スポーツ事業を展開してもらうことにより町民が年齢を問わず、生涯スポーツに親しむことができ、スポーツの楽しさ、やりがいを発見できる活動を行ってほしい。
また、社会体育施設及び事業の情報発信を行い、より良い施設や事業運営を行い交流人口の拡大を図る。
- 活動内容 1年目から主に下記の内容を取り組んでもらう。
 - (1) 既存の町生涯スポーツ事業のサポート、運営
 - (2) 新規の町生涯スポーツ事業の企画、立案及び運営
 - (3) 運動器具やウォーキング等個人利用者をサポートできる資格取得
 - (4) 運動器具やウォーキング指導等
 - (5) 町スポーツ団体のサポート
 - (6) 社会体育施設並びに生涯スポーツ事業の情報発信
 - (7) 施設、備品等の維持管理及び確認作業
- 勤務条件 週5日勤務 月額報酬：250,000円
勤務時間：8時30分～17時00分
休日：週2日（土曜日、日曜日）

3 応募要件

次の(1)から(9)までのいずれにも該当する方とします。

- (1) 令和7年4月1日現在で、年齢が20歳以上の方
- (2) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (3) 生活の拠点を、3大都市圏を始めとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等以外の地域）から小野町に移し、住民票を異動させることが可能な方。ただし、任用前に既に小野町に住民票を移し、定住・定着している方は応募対象外とします。
- (4) 小野町に1年以上居住でき、かつ、活動期間終了後も定住する意思のある方
- (5) パソコン操作（ワード、エクセル、インターネット、Eメール等）が可能な方
- (6) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- (7) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために精力的に行動できる方
- (8) 活動の状況や町の情報をSNS等で発信できる方
- (9) 地方公務員法第16条に規定する公務員としての欠格事項に該当しない方

4 雇用形態

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（パートタイム）として任用します。

5 任 期

任用の日から令和8年3月31日までとし、その後は、町が認めた場合は1年ごとに任用期間を延長し、最初の任用日から通算して3年まで延長できることとします。

なお、移住の準備等に時間を要する場合については、協議のうえ着任時期を決定します。

6 その他勤務条件等

- (1) 休日は週2日または週3日に加えて、祝日及び12月29日から翌年1月3日としますが、勤務の都合で休日の振替を行うものとします。
- (2) 休暇は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の例に準じます。
- (3) 活動内容によっては勤務日、勤務時間を変更できるものとします。
- (4) 町の一般職の例に準じます。
- (5) 勤務時間以外については、任期終了後の起業や定着に向けた自己研鑽等に充てることができるものとします。職務の公正の確保(地域おこし協力隊の本来業務に支障が出ないこと=職務専念義務が損なわれる恐れがないこと)、職員の品位の維持(地方公務員であることを自覚し企業等の職務に従事すること)を条件に申請し許可された場合は、副業等を可とします。

7 待遇・福利厚生等

- (1) 任期中の住居は町が用意し、家賃は町が負担します。
ただし、共益費や水道光熱費、通信料などの各種使用料は隊員の負担となります。
- (2) 共済保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- (3) 活動時に使用する車両(車両燃料費含む)及びパソコンは貸与します。
- (4) 引っ越しに必要な経費については隊員の負担となります。その他、生活備品等についても隊員で準備することになります。
- (5) 通勤手当相当分の費用についても町が負担します。
- (6) 隊員として任期2年目から任期終了後1年以内に小野町内で起業する方または事業継承する方に対して起業支援金の補助があります。
- (7) 卒隊後の定住に向けた起業や就職を見据えた取得資格に係る費用について町が一定額補助を行います。
- (8) 地域おこし協力隊OBによる隊員の活動や卒隊後の進路に向けたサポートがあります。

8 申込受付期間

令和7年2月14日(金)から令和7年4月30日(水)まで ※当日の消印有効

なお、応募者がいない場合、受付期間を延長する場合があります。

9 応募方法

「小野町地域おこし協力隊応募用紙」に必要事項を記入の上、小野町役場企画政策課まで直接持参または郵送により提出してください。

10 選考方法等

- (1) 第1次選考(書類選考)は、応募用紙による選考を実施し、結果を文書(応募用紙記載の現住所へ郵送により)で通知します。
- (2) 第2次選考(面接)は、第1次選考合格者については、面接による第2次選考を実施します。日時及び場所は、第1次選考結果通知時に併せて連絡します。
- (3) 注意事項等
 - ・ 応募に係る経費(面接時の交通費など)はすべて応募者の負担になります。
 - ・ 応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

11 申込受付先(郵送先)・問合せ先

小野町役場企画政策課
〒 963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地
電話:0247-72-6939
FAX:0247-72-3121
Eメール:kikakuseisakuka@town.ono.fukushima.jp